

2019年度 地域コミュニティ再生・活性化支援事業

募集要項 二次募集

1. 事業の目的

地域コミュニティの再生や活性化に向け、地域住民・関係者が主体となって行う地域再生計画の策定やその計画実現に向けた取組へ助成を行います。

2. 助成事業の内容

(1) 助成対象事業

県北沿岸地域において地域住民が主体となって作成する地域再生計画の策定やその計画実現に向けた効果的な活動、特に若者や女性を中心となる活動を重点的に支援します。

(具体例)

- ・専門家の協力を得て、高台移転等による新たなコミュニティの形成に向けた防災計画やまちづくり等の地域再生計画を作成する事業。
- ・地域の活性化に向けた新たな活動やコミュニティを活用した課題解決のための取組。
- ・地域づくりの担い手を育成するための活動。
- ・地域住民の自立的且つ継続的な活動を促進する取組や、歴史文化や伝統芸能等を次世代に継承するための学習機会の創出や啓発活動。
- ・子どもを中心とした世代間交流などの環境整備に向けた地域の取組。(子ども食堂や学び場、遊び場づくりなど)
- ・若者組織による、安心・安全なまちづくり推進のための地域見守り事業。
- ・地域で観光客をもてなすための拠点づくりや、まち巡りを促すためのマップ作成など、地域外との交流拡大に繋げる取組。
- ・地域住民が気軽に参加できる創作活動を通じて、地域内外との交流や生きがいを促す事業。

※過去に同様の内容で助成金を受けている事業や、同様の内容で他の補助金を受けている事業、単にイベントや講演を開催する事業や備品購入・施設整備等を行う事業は対象となりません。

(2) 助成対象者

県北地域又は沿岸地域の特定されたエリアを対象に地域住民が主体となって活動する団体。ただし、規約、役員体制等が整備されていること。

(自治会、集落組織、仮設団地、仮設商店街、復興商店街、その他の活動団体等)

※高台移転等により新たなコミュニティ形成を計画する団体(規約等未整備の場合)にあつては、申請時、規約・役員名簿(案)を提出することとし、事業完了までに整備する必要があります。

※定義

ア「県北地域」とは、二戸市、一戸町、軽米町、及び九戸村の地域をいう。

イ「沿岸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

(3) 助成要件

助成金額 100万円以内（補助率 10/10 以内）

なお、助成金額は千円単位とします。

(4) 助成対象経費

対象経費	提出書類
<ul style="list-style-type: none">・外部専門家謝金・旅費・資料購入費・会場等使用料・印刷製本費・備品購入費・郵送料・運送料・消耗品費・その他特に必要と認められる経費 <p>【留意事項】 団体の経常的な活動に要する経費（光熱水費）、飲食費、事務局等の人件費は対象外。その他の経費は用途が特定できるものに限る。 ※備品：耐用年数1年以上のもので、購入単価3万円以上のもの。</p>	<ul style="list-style-type: none">①助成金交付申請書（様式第1号）②事業計画書（様式第2号）③事業経費内訳書（様式第3号）④団体規約・団体役員名簿⑤地域再生計画（もしくは実績報告時）

申請窓口：さんりく基金事務局に提出（郵送可）

※対象経費内についても、支給条件がございますので詳しくはQ&Aをご確認ください。

(5) 事業期間

助成金交付決定の日から **2020年1月31日まで**

※事業期間の延長は行いません。助成対象は、原則、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とします。

3. 募集期間及び交付決定時期

応募書類受付期間（最終日必着）	交付決定予定時期
2019年4月15日（月）～ 2019年5月24日（金）	6月下旬

※助成金の交付の可否は、審査委員会で審査し決定します。

4. 助成金の請求・支払方法

- (1) 申請団体は、助成事業が完了した後、事業実績報告書（様式第10号）に関係書類を添えて提出してください。
- (2) 特に必要があると認められるときは、交付決定額の9割を上限に前金払いを行うことができます。（ただし、1回目の前金払いは交付決定額の5割を上限とします。2回目以降の前金払いを請求する場合は、中間報告書の提出が必要となります。）
- (3) 申請時または実績報告時に地域再生計画を提出してください。

5. その他

事業完了後、事業成果報告会等での成果報告を求める場合があります。

6. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金 事務局 担当 田村・川村

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 岩手県政策地域部地域振興室内

TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5219

E-mail jyosei@sanriku-fund.jp